

やま とたか がだ

2016

9

No.976

高田のみなさん ありがとうございます

関連記事は5ページ



INDEX

困ったら、ひとりで悩まず 消費生活センターへ ①～③ 消費生活センターから ④
水害募金をリズモー市へ届けました ⑤ コリンさんからのお便り ⑥ 6月定例会市議会 ⑦～⑨ BOOKサロン ⑩
タイヤロックを強化します ⑪ 映画「天使のいる図書館」(仮題)サポーター募集 ⑫ いま市立病院では ⑬
人権シリーズ ⑭ こちら電子自治体アドバイザークラブです ⑮

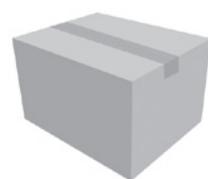
困ったら、ひとりで悩まず

消費生活センターへ

インターネットでブランド商品を買ったけど、届いたのはコピー品だった



注文した覚えのない商品が届き、お金を請求された



携帯電話に「情報提供料が未納」とのメールがきた



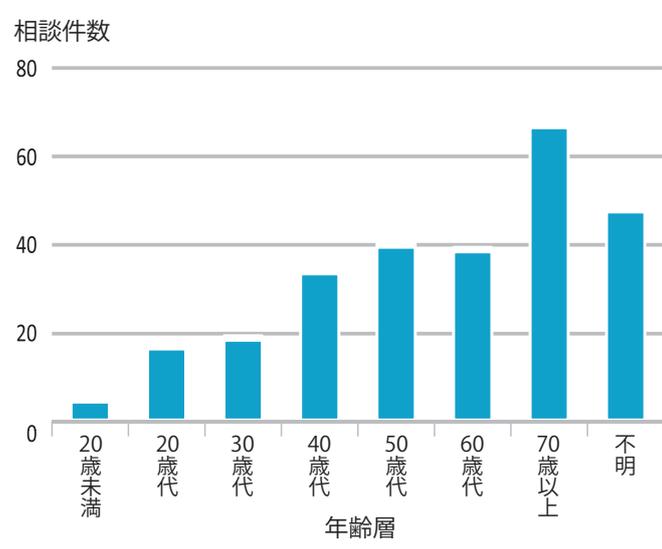
などのトラブルで、困ったことはありませんか。

「大和高田市消費生活センター」では、消費者トラブルの早期解決のための、お手伝いをしています。不審な電話や勧誘、身に覚えのない請求など、トラブルの内容はさまざまです。おかしいなと思ったら、ひとりで悩まないで、まずは、「大和高田市消費生活センター」へ相談してください。

平成27年度
大和高田市消費生活センター相談概要
相談件数の推移

平成22年	323件
平成23年	332件
平成24年	286件
平成25年	275件
平成26年	324件
平成27年	269件

年齢別割合



年代別で見ると、70歳以上の相談者が、全体の約30%となりました。高齢者を狙った手口が多いと言えます。

おもな相談内容と件数

	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチまがい	電話勧誘	訪問購入	その他の無店舗	不明	計
貨物運送、電話、インターネット等の通信サービスなど	7	5	28		8	1		7	56
教養、娯楽、趣味の目的で使う商品の購入など	12	8	5		1			1	27
生命保険、投資、融資サービスなど	5	4	2		2			7	20
生活必需品の購入など	7	4	1	1	1			2	16
住宅用の建物や設備、土地に関するもの	8	4						4	16
保健・衛生を保つためのもの、身体を美化するためのもの、福祉サービスなど	9		1					4	14
各種教室・講座の受講や、旅行に関するもの	4		6		1		1	1	13
衣類やその付属品、アクセサリーなどの購入	5		6					1	12
飲食に関するもの	5		3		1		1	1	11
自動車や自動車用品、自転車など	5		3					2	10

※相談件数が、10件以上のものだけを抜粋

新聞契約、インターネット通販、インターネットのローパイダー契約、保険の解約や投資などに関する相談が多くありました。また最近では、相談者の年齢に関係なく、インターネットを介したトラブルが増えてきています。

本市は、昭和51年に「消費生活相談窓口」を開設しました。平成22年には、消費生活センターへと規模を拡大して、相談員を増員、開設日を増やしました。平成25年からは、週5日の相談体制となっています。

わたしたちが、 大和高田市消費生活センター相談員です



平井直樹さん



水野幸子さん

まわりからの見守りが大切

相談の傾向としては、スマートフォンが登場で、手軽にインターネットがつながる便利さの反面、未成年者の相談が増えています。また、高齢者を狙った手口も、後を絶ちません。どちらにも言えることですが、家族や友人、まわりの人の気づきや見守りが、重要になってきます。

高齢者の場合、業者が親切に接してくれることから信用し、だまされている認識がない場合があります。誰にも相談していないため、まわりの人も気づかないということがあります。「消費生活センター」としては、いろいろな事例を皆さんに紹介して、トラブルにあわないように、予防していくことが大切と考えています。

「だまされないよ！大和高田市民は」 「消費生活センター」利用のススメ



大和高田市長
吉田誠克

商品事故や契約トラブルの相談事業を行う「大和高田消費生活センター」ができたのは、平成22年4月です。消費生活相談の内容はさまざまで、時代を反映したものが多くあります。生活が多様化し、消費者トラブルも複雑な内容へと変わってきています。最近では、スマートフォンなどの普及により、手軽にインターネットを楽しめるようになった反面、インターネットを介したトラブルが、子どもから高齢者まで、幅広い年代にわたり増えてきています。

本市では、消費者トラブルを未然に防ぐため、また早急に解決できるように、「地方消費者行政活性化基金」などを活用し、開設日を増やし、相談員の研修参加、啓発資料の作成などを行っています。また、相談員による「出前講座」も行い、消費者教育にも取り組んでいます。

今後も、これら交付金などを有効に活用し、整備した体制を維持、強化し、被害防止のために、更なる消費生活センターの充実に努めていきます。

皆さんも、自治会、会社、学校などで、「出前講座」を有効に利用し、消費者問題の情報収集にお役立てください。

「だまされないよ！大和高田市民は」
どんな業者にも負けない知識を身につけ、賢い消費者をめざしましょう。

市内には、「奈良県消費生活センター」もあり、市民であれば、どちらでも利用することができます。

●大和高田市消費生活センター

▽相談日 月～金曜日 午前10時～午後4時

※予約優先 ※相談は大和高田市民に限ります。

▽相談場所 市役所3階

※来所できない場合、電話相談も可能

▽持ち物 契約書、購入した品物など、相談内容に関するもの。

※メールで受信したものがあある場合、そのメールを印刷してきてください。

▽予約・問い合わせ ☎22・1101(内線274・314)

●奈良県消費生活センター(中南和相談所)

▽相談日 月～金曜日 午前9時～午後4時30分

※相談は、奈良県民に限ります。

▽相談場所 市民交流センター(コスモスプラザ)3階(片塩町12・5) ※電話相談も可能

▽問い合わせ ☎22・0931

悪質な業者は、世間で話題になっていることを利用し、言葉巧みに近づいてきます。そして、皆さんの大切なお金を奪おうとします。東京オリンピックに関係したもののや、リニアモーターカーにちなんだ詐欺も、これから出てくるかもしれません。

特に高齢者は、狙われる傾向にあります。不審に思うことがあれば、すぐに「消費生活センター」や、場合によっては、近くの警察に電話で相談してください。被害を未然に防ぐことができます。また、すでに被害にあっているのであれば、最小限に抑えることができます。

かしこい消費者が住む大和高田市をめざして、「消費生活センター」は、皆さんをお手伝いします。どんな小さなことでも、相談してください。

「大和高田消費生活センター 内線273」

次のページに、おもな相談事例があります

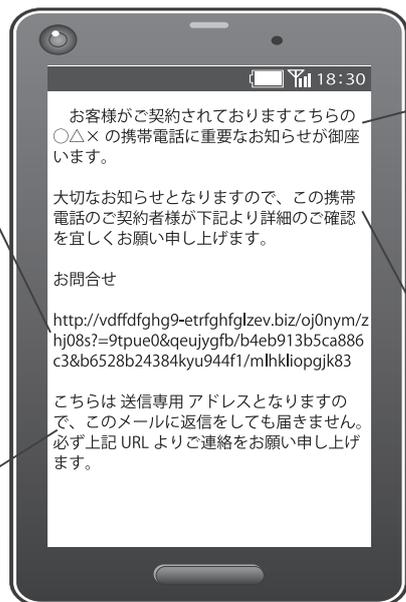
こんな○○は、迷惑だ！

○こんなメールは無視だ！

携帯電話やスマートフォンなどに、身に覚えのない延滞金の請求や、情報提供料の請求のメールが届いたことはありませんか。次のようなメールが届いたら、要注意です。

契約している携帯電話会社などの名前を書き、信用させる手口です。

通常、大切なお知らせは、メールではなく、郵便などで行われることが多く、メールだけで詳細を確認させることはありません。



「http://」以降の URL 全体が無作為な英数字で、長くなっているものは、注意が必要です。

通常、送信専用ではないメールアドレスや電話番号、FAX など URL をクリックする以外の方法が書かれています。また、企業名などが書かれていないため、送り主が不明確です。

この他にも、訴訟をおこすというメール内容で、消費者を不安にさせて電話をかけさせるものや、「賞金が当たりました。受け取りはこちら」というように、インターネットサイトへ誘導するパターンなど、さまざまです。

こんなメールのほとんどは、迷惑メールです。不安になって、メールを返信したり、記載されている連絡先に電話をすると、多額の費用を請求されたり、別の手数料を請求されたりする場合があります。気になるかもしれませんが、放置すると良いでしょう。不安な場合は消費生活センターへ電話してください。

○こんな新聞購読契約は長すぎる！

新聞販売店の人が家に来て、高価な景品を差し上げるので、長期の契約を結んでほしいと言われることはありませんか。また、来年から契約してくれるのであれば、今、景品を差し上げますなどと、言われたことはありませんか。



新聞を契約する際の景品は、不当景品類および不当表示防止法で、上限額が決まっています。また、長期で契約すると途中解約は困難になります。景品に惑わされず、長期契約や、数年先の契約は慎重にしましょう。

○こんな点検は全然無料ではない！

「屋根を無料で点検する」と業者が訪ねてきて、点検したあとに、「瓦が傷んでいる。交換するならば安くする」と言われたことはありませんか。他にも、水道の点検や、シロアリがないかの点検をすると言って、そのあとで修理や駆除をすすめられたことはありませんか。



契約を急がせる業者には要注意です。修理や交換するのであれば、他社の見積もりをとって、金額を比較するようにしましょう。また、契約をしてしまっても、8日間は、クーリングオフできます。＊クーリングオフは、訪問販売や電話勧誘など、不意打ち性のあるものに限りません。



消費生活センターから

べんり屋、なんでも屋など、 代行サービス業者との 契約は慎重に！

夜、自宅で休んでいると、ゴキブリ一匹を発見し、殺虫スプレーを噴射したら、動かなくなりました。害虫類が苦手だったので、処分することができず、スマホで業者を検索し、電話でゴキブリ一匹の処分を依頼した。費用は5,000円位としか聞かされていなかった。業者が自宅を訪問し、死んだゴキブリを処分した。その後、業者は、紙製のゴキブリ捕獲器を3つ室内に設置し、さらに殺虫スプレーをまいた。業者に、「ゴキブリ処分費用・捕獲器3つ設置費用・殺虫スプレー散布料金として合計50,000円を支払ってくれ」と請求された。どう考えても高額であり納得がいかないので契約解除してほしい。

(20代女性)

改正のポイント

家庭内の掃除、遺品整理、庭木の剪定、草刈、ハチや害虫駆除など、さまざまな雑事の代行業務を行うサービス業者が増えています。身近に知り合いの業者がない場合、ネットや電話帳などで業者を選ぶこととなります。業者とも会わず、メールや電話だけでやり取りし、作業終了後、「作業内容が雑だ」と思っ

ていた以上に高額過ぎる」などのトラブルが発生しています。後々のトラブル防止のため、必ず見積書をもらい、業務内容を確認し、納得したら契約し、料金を支払ったら、必ず領収書をもらいましょう。なお、請求された金額が当初の見積りや説明と著しく違い、納得がいかない場合はその場ですぐに支払わず、金額の交渉をしましょう。いったん支払うと返金されるのが難しい場合があります。

消費者へのアドバイス

1. 事前に作業内容や料金、解約方法などを書面で確認してください。

見積りは必ず書面で受け取り、料金を確認してから契約してください。ネットなどに表示された料金以外にも、出張費用、交通費、夜間料金などが加算され、高額になることがあります。

2. 電話で依頼した業務以外で、自宅訪問時に別のサービスを勧められ契約した場合は、「訪問販売」に該当します。

この場合、業者はクーリング・オフなどに関する事項を記載した契約書面を交付する必要があります。消費者は書面交付日から8日間は、作業が開始(完了)していてもクーリング・オフできます。なお、書面が交付されていない場合は、8日間を過ぎていても、クーリング・オフできることがあります。

3. 業者から高額な料金の支払いを強要された場合は、その場では支払わず消費生活センターに相談しましょう。



怪しいアルバイトにご注意！

その荷受代行・荷物転送というのも、全国の消費生活センターに相談が寄せられているのじゃ。



博士、アルバイトを探しているんですけど、荷受代行・荷物転送ってどんなものなんでしょうか。



ええー、一体どんな相談ですか？



それは届いた荷物を受け取り、そのまま他の人に送るといったものじゃ。



アルバイトをするために身分証明書を要求され、知らない間に自分名義で携帯電話を契約されていたケースなどさまざまじゃ。



え！それだけでこの賃金なんですか！



怖いですね・・・



そこが問題なんじゃ。手間の割りに高賃金なアルバイトは、怪しいものが多いのじゃ。



でも、そもそもみくちゃんは身分証明書持ってないじゃろ。



まあ確かにうまい話はないですよ・・・



そういえばそうだったあああああ



●市消費生活センター▷相談日時 月～金曜日 午前10時～午後4時 ▷ところ 市役所3階 ▷予約先 内線314
●県消費生活センター-中南和相談所▷相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時(受付は午後4時30分まで)
▷ところ 市民交流センター「コスモプラザ」3階
▷予約先 ☎22-0931 ※ともに、祝日、昼休みを除く。要予約。

○水害募金をリズモー市へ届けました



6月3日から降り始めた大雨と強風で、オーストラリア・リズモー市がじん大な被害を受けたことにより、本誌7月号で、リズモー市への水害募金を募集しました。多くの皆さんから集まった募金額は、

金 628,003円 でした。

このお金は、大和高田・リズモー都市友好協会が派遣している学生が、7月29日(金)のリズモー市長表敬訪問の際に、ジェニー・ドゥエル・リズモー市長にわたしました。

※7月28日以降に募金された額は、後日リズモー市に送付します。

お礼の言葉

ジェニー・ドゥエル リズモー市長

「本当にありがとうございます。とても感動しました。これは、大和高田市がリズモー市と両市の深い友好関係に対して持っている気遣いと敬意を示すものです。このお金は、水害に対処した、State Emergency Service (災害時緊急対策室)に渡すべきだと判断しました。このお金は、資金として歓迎されるでしょう。」

リンゼイ・マッターソン リズモー市災害時緊急対策室副隊長

「このお金は、洪水用のボートを、さらに収容するプランズウィック・ストリート作業所を拡張する費用に使います。そして「ありがとうございます」と英語、日本語の両方で書いた額を、飾る予定です。」

金額の多さに言葉が失いました。本当に言葉が出ませんでした。ありがとうございます。」

○派遣学生の帰国

8月9日(火)、派遣学生が、オーストラリア・リズモー市から約2週間の滞在を終えて帰国しました。7月28日(木)に大阪を出発し、地元の高校への通学、小学校やゴミ処理施設などを訪問しました。滞在中はホームステイをし、オーストラリアの食文化や生活様式を学びました。また、9月末に本市を訪れるリズモー市からの派遣学生たちと一緒に行動し、学生同士の友好を深めました。



オーストラリアのケーキ作りに挑戦



リズモー市の小学校で日本語授業を体験



最後はみんなでパチャリ



募金を受けとるジェニー市長とリンゼイさん

表紙のモザイクアートは、派遣学生がリズモー市で滞在中に撮影した写真を使って作成しました。

〔大和高田・リズモー都市友好協会事務局〕

内線273〕

Nowadays in Lismore from Colleen



Colleen

Colleen(コリーン)さんは、派遣学生からの信頼が厚く、長く友情が続いています。

コリーンさんからのお便り リズモーのこのごろ

I was very happy to know that the group from Yamato Takada had arrived safely in Lismore on the 29th July. Among the students was a young man we met in 2008 when his family hosted a student, Katy Patterson, who was in the Lismore group visiting Yamato Takada, his name is Shota Konomi. The teacher, Mika Ogawa, we had met when she visited Lismore two years ago, thankfully that year we took the student group on some outings which was always fun. Ric and I were keen to spend some time with them so we invited them to lunch at our home on Saturday the 6th August. We enjoyed a ham salad followed by pavlova for lunch and then talked about many things. Afterwards we exchanged gifts and took some photos for our memories before having to say goodbye until we meet each other next time.



大和高田市からの学生たちが、7月29日に無事リズモーに到着して、ほっとしています。

学生の中には、許斐翔太さんという若い人がいます。2008年に、彼の家族が、リズモーから訪れたカッティ・パッターソンさんという生徒の、ホストファミリーになっていただいたのです。カッティ・パッターソンさんは今、大和高田市に学生を送る団体にいます。

小川実加先生は、2年前にリズモーに来たときお会いしたのですが、そのとき幸運にも、一緒に生徒のグループを遠足に連れて行くことができました。その遠足はとても楽しかったです。

夫のリックと私は、どうしても学生さんたちと一緒に過ごしたかったので、8月6日の土曜日に、ランチにご招待しました。ハムサラダやパブロバという料理を楽しみ、そのあといろんなことを話しました。それから、プレゼントを交換し、思い出に写真を撮り、また次回会うまでのお別れをしました。



(英文は、原文のとおりです)



平成28年度大和高田市一般会計補正予算

2、645万7千円など可決

平成28年6月定例市議会は、6月13日から17日までの5日間開催されました。

本定例会には、専決処分の報告1件、人事案件1件、平成28年度一般会計補正予算1件、条例案件1件、和解案件3件、契約案件3件、および、意見書の提出2件の計12議案が提出され、それぞれ承認・同意・可決されました。また、国庫交付金にかかる虚偽報告等に関する調査特別委員会より、調査結果が報告されました。

本号では、16日・17日に行われた一般質問の一部などについて、お知らせします。

なお、人事案件については、固定資産評価審査委員として吉井正人氏の再任に、同意されました。

一般質問

問 小中一貫教育の導入について

各小学校と中学校の連携について

創生高田 島田議員

答 平成28年4月より改正

正学校教育法が施行され、義務教育9年間を小中一貫して行う「義務教育学校」が設けられた。これは、子どもたちの心身の発達に応じて、前期・後期、あるいは前期・中期・後期と柔軟に教育課程を設定することで、環境の変化になじめないことで生じるさまざまな問題、いわゆる「中1ギャップ」の緩和には有効

と考えられる。また、教職員間で連携することで、互いの良さを取り入れる意識や、協力して指導に当たる意識が、向上したことが報告されている。

一方で、指導方法や評価の問題、小中学校の教員が共通の教育課程のもと、教育を進める上での打ち合わせや、研修時間の確保の問題、あるいは施設分離型の場合に生じる

学校間の移動の問題などの課題が生じる。また、教員免許の関係上、小学校・中学校両方の免許が必要となる。

現在、小中一貫教育を実施している自治体は全国で12%、(211市町村、1、130校)で、そのほとんどが1小学校・1中学校、あるいは2小学校・1中学校のケースである。本市においても中学校区で

問 市営住宅について

- ・長寿命化計画について
- ・改良住宅の一般公募について
- ・老朽化住宅について
- ・入居状況について

政友クラブ 仲本議員

答

平成26年度に長寿命化計画を策定し、平屋などの市営住宅については耐用年数が経過しているため、用途廃止か地域での建替えと

検討した場合、高田西中学校区が2小学校・1中学校となる。しかし、高田中学校、片塩中学校の場合は、小学校の数、校区の広さ、小学校が2つの中学校に分かれるなどのさまざまな課題がある。また、小学校それぞれに地域と密着し、歴史と伝統を形づくっている中で、共通の教育目標・教育課程の作成は現段階では難しいのではないかと考える。

まず、小中学校の連携を進める中で、小中一貫教育を検討していきたい。

位置づけ、それ以外のマンションタイプの市営住宅および改良住宅においては、耐久性の向上や衛生面での居住性を向上させるため、公共下水道への切りかえなど、長寿命化改善・改修を行っていく。また、今年度、策定予定の公施設等総合管理計画と連携しながら、検討していきたい。

改良住宅の一般公募については、現状の空き家を調査・検証し、住宅の改修費用など諸問題に取り組み、できるだけ一般公募もめざしていきたい。

入居状況については、入居申し込み時に入居者の確認、および保証人の確認を行い、また、入居承継時の保証人の見直しを随時行っている。保証人のあり方や入居者の把握は大変重要であり、適正な管理、把握に努めていきたい。

問 教育委員会について

生徒の学力および教員の指導力向上について

政友クラブ 森本議員

答 全国学力・学習状況調査の結果からも学力向上については、本市の大きな課題であると捉えている。

そこで本年度、本市教育委員会としては、4点について取り組み予定をしている。

まず1点め、ICT教育先進地に学ぶ取り組みを進める。

2点め、市内の小中学校を中学校校区の3ブロックに分け、公開授業・研修など、小中学校の連携を踏まえた交流を強める。

3点め、教育委員会が各校の研修に積極的に関わり、指導主事を派遣し、本市の教育課題に向け、教育委員会と学校がさらに協力して取り組む。

4点め、初等教育、特に幼児期の教育において、幼・小のスムーズな連携をめざし、読み書きや数量の概念を幼稚園教育の中に取り入れることを検討する。

以上の4点に取り組み、生徒の学力向上に繋げていきたい。

生徒の学力向上に繋げていきたい。

問 市の情報をどうやって市民に知ってもらおうのか

市政だよりについて

市のホームページについて

政友クラブ 戸谷議員

答 広報誌「やまとたかだ」は、毎月1回発行

し、自治会をとおして配布している。また、自治会に加入していない人にも読むことができるよう、市内公共施設14か所、商店街施設の2か所、配置の承諾を得たコンビニエンスストア11か所、駅1か所に配置し、グループで取りに来る場合は、まとめて公共施設で取り置きしているケースが185世帯分ある。

バックナンバーも含め、市のホームページに掲載し、パソコンやスマートフォンで見ることが出来る。また、ポラントニアグループの協力を得て、音声データも掲載している。

市のホームページは、情報公開の1つの手段であり、その掲載内容には、豊富な情報量が必要である。そのためにも、最新の情報を掲載し、各課連携しながら更新が積極的に行われるような仕組みづくりが必要であると考えている。

また、時代はさまざまなソーシャルメディアでのプッシュ型情報が必要となってきたことから、その利用のため、まず、セキュリティ対策などを含めた運用のルールづくりに取り組み、それに基づき、各課が業務の内容を正確に機を逃さず伝達できる手段を選択し、情報提供できる環境を整備していきたい。

問 公園占用許可について

JR高田駅東側広場の使用許可について

公明党 藤田議員

答 許可条件の根拠法について、本市にはJR

高田駅東側広場管理条例がなく、大和高田市公園条例、大

和高田市公園条例施行規則を使用許可の際に適用してきた。本来ならば、JR高田駅東側広場管理条例などを制定し管理を行うことが当然であるが、条例がないから利用できないとするのは不適切であり、すでに制定されている目的が類似している条例を適用してきた。

今回、指摘の件については、公益上支障が生じなかったとは言えない状況であった。

JR高田駅からの乗降客、近鉄大和高田駅からの乗降客、また、一般の歩行者、特に体の不自由な人のための点字ブロックを覆い隠すようなテナントの張り方をした使用については、許されるべきものではない。この事案に限らず、今後は、十分な資料の提供を相手に求め、公益上の支障がないよう努めるとともに、このようなことが二度と起こらないよう、条例や規則を制定し、使用許可を出すにあたっては、条件や趣旨などを確認し、厳正に対応していきたい。

問

コミュニティバス・きぼう号について

公明党 米田議員

答

平成8年9月に、市内公共交通設備循環バスとして運行を開始し、その後、幾度かの見直しを経て、平成28年3月末まで、バス2台、1路線で運行してきた。

その間、本市の地域公共交通活性化協議会で出された課題である、中心市街地の周遊性の向上、今までの路線ではカバーできていない空白地域であった東部・西部・南部のエリアの一部へ路線を延長し、始・終点をこれまでのさくら荘から市民交流センター（コスモスプラザ）に変更、乗り継ぎ拠点とし、平成28年4月1日からバス3台、3路線、6系統で運行を開始した。これまでの運行形態に慣れていた利用者の中には、路線や時刻表の改定により、戸惑いを感じる人がいることは認識している。しかし、この再編により、新しく路線を延長した周辺地域の多くの人から

は、喜びの声を聞いている。

利用者数についても、単純に比較はできないが、3月までは1日平均230人前後であった利用者が、4月、5月の2か月間で、1日あたり40人程度ふえ、1か月で約1,000人の増加傾向にある。

まずは利用者に行先のダイヤに慣れていただき、一定期間経過した時点でアンケート調査などを実施し、利用者の利便性の向上に向け、今後の運行について検討したい。

問

戦争遺産の保存、継承について

日本共産党 向川議員

答

過去の大戦終結から71年目を迎える今日、戦争体験、また、被爆体験のある人の高齢化にともない、戦争の惨劇を直接語り継ぐことが難しくなってきている。

しかしながら、先の大戦の教訓を踏まえ、戦争を起こさない平和な社会を築くことは、人類、そして私たち大人の責務であり、決して風化さ

せてはならないことである。

本市は、昭和60年12月に「非核平和都市宣言」を議決し、美しい郷土を守り、先人の努力を継承し、平和運動の一翼を担うべく取り組みを続けてきた。

毎年、戦没者追悼式において、戦没者に敬意を払うと同時に、未来に向けて平和の尊さを訴えている。

今年、アメリカの現職大統領として初めてオバマ大統領が広島を訪問された。これを機に、改めて過去の大きな犠牲のもとに、我が国の今日の平和・経済の発展があること、そして核兵器の恐ろしさ、残酷さを世界のどの国よりも知る日本が、次世代を担う若者たちにしっかりと引き継ぎ、恒久平和を願う担い手として、全世界に発信をし続けることが大切である。

今後も、子どもたちが安心して平和に暮らしている社会の実現に向け、皆さんと共により良いまちづくりをまい進していきたい。

提出された意見書

- ・次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書
- ・食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書

委員会 審査結果

総務財政委員会

平成28年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）ほか、1議案

賛成多数で原案どおり可決

環境建設委員会

損害賠償の額の決定および和解についてほか、5議案
全会一致で原案どおり可決

次の定例会は、9月2日（金）から開会の予定です



工事中の建物とまわりに広がる田園風景。なにを作っているのでしょうか。

さて、ここはどこでしょう。答えは、うしろのページにあります。

BOOK

サロン



新着図書のご案内

●「ネットショップフォト講座」

せきね おさむ 監修／

スタジオオタククリエイティブ

ネットショップで商品の魅力を伝える「売る力のある写真」とは？自然光や揃えやすい身のまわりの道具を上手に利用して、商品の立体感や質感が伝わる写真の撮影テクニックを紹介する。



●豊臣水軍興亡史

山内譲 著／吉川弘文館

●お手伝い至上主義！「自分で決めてできる」子どもが育つ

三谷 宏治 著／プレジデント社

●ニュアンスそのまま！日常のこんな日本語を英語で言いたい

曾根田 憲三 著／ベレ出版

●俳句歳時記 新版第5版

桂 信子 ほか 監修／雄山閣

●吹けよ風呼べよ風

伊東潤 著／祥伝社

●旗のほん

ロブ・コルソン 文／六耀社

●身近なものでつくる自由工作

菅原 はるみ 文／repicbook

●向かい風に髪なびかせて

河合 二湖 文／講談社

●あまからすっぱい物語 全3巻

日本児童文学者協会 編／小学館

●みちくさじょうぶ！

はたこうしろう 絵／ほるぷ出版

児童書・絵本



●「おじいちゃん、おぼえてる？」
オーウェン・スワン 絵／
光村教育図書

認知症のおじいちゃんを見舞う孫娘のジョージ。自分のことを忘れてしまったおじいちゃんとのやりとりは、一緒によく作った新聞帽子の思い出を通して徐々に変化していく。

一般書

9月のおはなし会

◎絵本のよみきかせ

- ▷とき 9月3日(土)・17日(土)
ごぜん10じ30ぷんから
- ▷ところ としょかん
じどうコーナー

◎おはなし会

- ▷とき 9月10日(土)
ごぜん10じ30ぷんから
- ▷ところ としょかん2かい
プレイルーム
- ▷たいしょう 4さいいじょう

●おはなし 「ツバメとスズメ」

●えほん 「月のみはりばん」

◎えほんとわらべうたの時間(きらら)

- ▷とき 9月24日(土)
ごぜん10じ30ぷんから
- ▷ところ としょかん2かい
プレイルーム
- ▷たいしょう 3さいいか

●おはなし 「どっこいしょう」

●えほん 「よくばりすぎたねこ」

催しのご案内

■ビブリオバトル ～書評合戦 in 大和高田～ 第6回

- ▷とき 9月24日(土) 午後3時30分～4時30分
- ▷ところ 市立図書館 2階プレイルーム
- ▷対象 中学生以上 発表者5名 観覧者20名
- ▷テーマ 「食欲の秋にすすめたい本」
- ※小説に限らず、どんな本でも可(当日、本を持ってきてください)。
- ▷申込方法 9月1日(木)から、図書館カウンター、電話、FAXで受付。FAXの場合は「イベント名(ビブリオバトル)、発表・観覧どちらか、名前、電話番号」を書いて送信してください。

■図書館人形劇

- ▷とき 10月1日(土) 午後2時30分～3時30分(受付:午後2時から)
- ▷ところ 総合福祉会館「ゆうゆうセンター」 3階研修室
- ※駐車場には限りがあります。お車での来場はご遠慮ください。
- ▷出演 糸あやつり人形劇団「みのむし」
- ▷上演作品 糸あやつり人形劇「今夜はウナ丼!」小作品併演
- ▷対象 3歳～小学生までの子どもと保護者(一家族の参加は5名まで)
- ▷定員 150名 ※先着順。定員になり次第、受付を終了します。
- ▷費用 無料
- ▷申込方法 9月3日(土)から、図書館カウンター、電話、FAXで受付。FAXの場合は「イベント名(図書館人形劇)、名前、子どもの年齢、電話番号」を書いて送信してください。

タイヤロックを強化します

市税滞納処分(差押)の二環として、タイヤロックの実施を強化していきます。

タイヤロックとは自動車・二輪車の車輪にロック機材を挟み込み、物理的に移動をできなくします。また差押えていることを示す、公示書を掲示します。

その後、差押財産を引き揚げて公売し、売却代金を滞納税に充当します。

万が一、ロック機材を壊す、タイヤを交換するなどして、走れる状況にする、また公示書を破棄した場合は、地方税法および刑法において処罰されます。

さらに税の公平性を保てるよう、これまでの財産調査に並行して、普通自動車なども含めた動産を調査し、滞納処分を強化していきます。

〔収納対策室 内線2333〕

公示書	
連絡先	住所 奈良県大和郡市川町〇〇番地
氏名	〇〇 〇〇
下記財産は、国家徴収法第47条の規定により、平成28年〇月〇日差し押さえ九から公示する。	
この公示書は、公示期間中に、何れも公示された財産の売却により、滞納税が支払われます。また、この公示書は、公示期間中に、何れも公示された財産の売却により、滞納税が支払われます。また、この公示書は、公示期間中に、何れも公示された財産の売却により、滞納税が支払われます。	
記	
差押動産	車名: 〇〇 〇〇 〇〇〇〇
	型式: 〇〇〇〇
	車台番号: 〇〇〇〇
	平成28年〇月〇日
大和郡市川町 吉田 誠克 印	

公示書の例



全体



ロック部分と公示書

屋外広告物 適正化月間

9月1日～9月30日

奈良県は多くの歴史文化遺産と一体をなす歴史的風土と自然環境に恵まれた地です。

本市では、地域と一体になった美しい景観づくりを推進するため、次の取

- 1. 景観を阻害する違反屋外広告物の追放
- 2. 屋外広告物条例の遵守、および屋外広告物制度の周知・啓発
- 3. 屋外広告物を掲出するときの、安全管理の徹底

なお、本市で屋外広告物を掲出する場合は市長の許可が必要です。また、屋外広告物を営む場合は、奈良県知事の登録が必要です。屋外広告物設置の際は、必ず登録事業者に依頼してください。

また、近年、屋外広告物が原因となる事故が増えてきています。安全確保のためにも、屋外広告物の定期的な点検をお願いします。

〔都市計画課 内線653〕

放火による火災を防止するために

平成27年中、奈良県広域消防組合管内において、放火(疑いを含む)火災が45件、高田消防署管内では、5件発生しています。放火は不特定多数の人の生命、身体および財産に危険をもたらす、極めて悪質な犯罪です。

放火防止対策の基本は、個人はもとより、地域ぐるみで放火されにくい環境をつくることです。建物に放火されたケースを見ると、建物外周

部、倉庫などの人気がない暗がりでの放火が目立ちます。建物の周囲に燃えやすい物を放置せずに、整理整頓しましょう。

また、空家なども監視性が低く、放火される可能性が高い場所です。敷地内への侵入を防ぐための囲いの設置など、適正な管理をしましょう。放火されないために、地域が一体となり「手間」と「人目」をかけ、放火されにくい環境をつくりましょう。

〔高田消防署 ☎25・0119〕

9月10日は 下水道の日

井戸水、温泉水、河川水、雨水再利用水、掘削工事からの湧水など、水道水以外の水を下水道に排出する場合は、届け出が必要です。これらの届出を怠ると罰則が適用されるので、注意してください。

〔下水道課 ☎52・1258〕

事故防止のため 川底を埋め立てました

7月末の高田川で発生した水難事故を受け、8月3日(水)に奈良県高田土木事務所が、事故のあった場所に、およそ30トンの石を入れました。

川は水流が変わる場所や、深い場

所もあります。また、石などでケガをすることもあります。川に入ることはやめましょう。



〔都市計画課 内線689〕

浄化槽の正しい維持管理を

浄化槽は、水洗トイレからの汚水や台所、風呂などからの排水を、微生物の働きによりきれいにします。正しく維持管理しないと、悪臭や河川・海を汚す原因となりますので、設置者が責任をもって管理をしなければなりません。

定期的に点検や清掃をしないと、浄化機能が衰え、異臭が発生し、汚物や汚水が流れ出すこともあります。そのため、浄化槽管理者は浄化槽法により、保守点検、清掃を実施することが義務づけられています。

◎清掃について(くみ取り)

大和高田市長の許可を受けた業者に依頼し、年1回以上の清掃をしてください。地域により業者が決まっています。使用を中止するときも、必ず業者に連絡して、最終くみ取りをしてください。

平成9年から浄化槽の清掃料金が据え置きとなっていました。平成27年4月1日より値上がりしています。浄化槽の種類、大きさにより料金が異なります。詳しくは直接業者へ問い合わせてください。

△許可業者▽

- ・おおよまと環境整美事業協同組合
☎ 52・29802
- ・大和清掃企業組合
☎ 52・3372

「男女共同参画社会」についての市民意識調査に協力してください

第3次の男女共同参画計画策定と、今後の取り組みに向けての基礎資料とするため、男女共同参画に関する市民意識調査を9月13日(火)〜27日(火)に実施します。20歳以上の市民のうち、無作為に選んだ3,000人に、調査票を送ります。対象となった人は、調査の趣旨を理解していただき、ご協力をお願いします。

〔人権施策課男女共同参画推進係

内線2687〕

映画「天使のいる図書館」(仮題) サポーター募集

本誌7月号でお知らせした、葛城地域を舞台にした、映画「天使のいる図書館」(仮題)は、監督や配役などが決まり、秋ごろの撮影開始に向けて、準備をしています。

この映画では、作品を支援するサポーターを募集しています。サポーターになるためには、一定の協賛金が必要です。なお、サポーターになると、「完成披露試写会への招待」や「映画ノベルティ(記念品)」の進呈などがあります。

※集まった協賛金は、すべて映画製作費・宣伝費として使用されます。

▽応募方法 「天使のいる図書館」(仮題)公式ホームページから応募

応募URL <http://www.toshokan-movie.com/>

▽登録期間 8月19日〜平成29年1月6日

映画「天使のいる図書館」(仮題)は、大和高田市・香芝市・御所市・葛城市・広陵町の4市1町で構成する、「葛城地域観光協議会」が立ち上げた「葛城地域観光振興シネマプロジェクト」です。国の「地方創生加速化交付金」を活用しています。このプロジェクトでは、地元を舞台にした映画を製作し、4市1町が連携して映画作りに取り組むことで、地域全体の活性化や、観光誘致を図り、「まち・ひと・しごと創生」へ繋げていくことを目的としています。

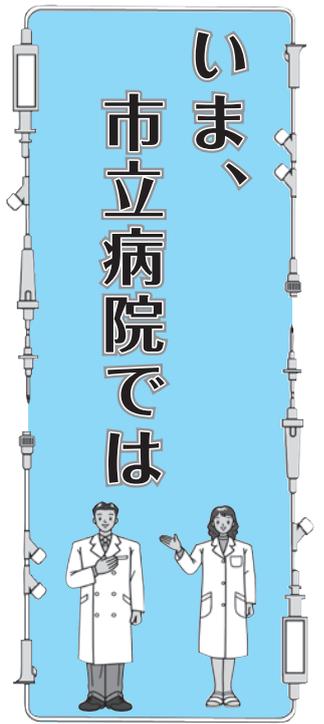
主演が決まりました



小芝風花さん

サポーター種類	口数	料金	特典
個人サポーター	1口	2,000円	完成披露試写会への招待、劇場チケット・記念品の進呈など。詳しくは、公式ホームページを見てください。
個人GOLDサポーター	1口	10,000円	
企業サポーター	1口	10,000円	
企業GOLDサポーター	1口	50,000円	

〔企画法制課 観光企画調整係 内線285〕



検査結果の基準範囲について

臨床検査は病気を客観的に判断するのに大変重要です。医療機関ごとに判断する基準が違つと大変困ります。

そこで、検査した結果を判断する基準となるものが必要になります。医療の現場では、基準範囲※1や臨床判断値※2といった指標をもちいて判断しています。

今後、医療の地域連携システムの構築や、マイナンバー制度導入にもなう国民の健康診断データ活用などで、医療機関同士の検査データの共有化が求められています。そのためには、共通した判断基準である共用の基準範囲が必要とされています。そこで、日本臨床検査標準協議会(JCCLS)は、日本国内の施設間の差を無くし、全国統一に行つて受けた検査でも、同じ結果の解釈を聞くことができる、共用基準範囲を採用するよう働きかけています。すでに日本医師会をはじめ、主な

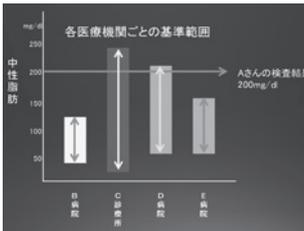
認定の精度保証施設認証を取得し、常に質の高い検査結果を提供しているため、安心して検査を受けることができます。

〔医療技術部長 西岡正彦〕
TEL 53・2901

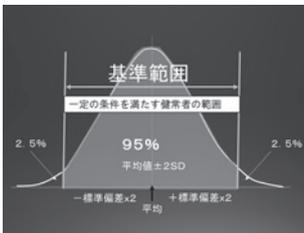
※1 基準範囲とは、大勢の健康な人から求めた結果をまとめて、その95%が入る範囲を定めています。病院を受診した場合や、健康診断などで病気の可能性がないかを検査の結果から判断する際に使われます。これで病気が診断できるわけではありません。

※2 臨床判断値とは、ある特定の病気が疑われる場合、診断閾値や、将来の病気が発症するかもしれない予防学的見地から判断される基準値のことです。病気の診断や治療、予防のための判断基準としてもちいられます。日本糖尿病学会や日本動脈硬化学会など専門学会がガイドラインとして表しています。

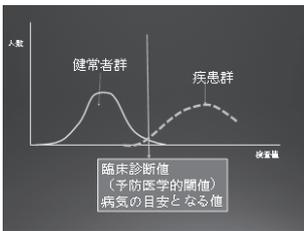
基準範囲のずれ



基準範囲



臨床診断値



「夏の終わりの帯状疱疹」

夏も終わり近くなると、帯状疱疹の患者さんが増えてきます。チクチク、ピリピリ痛い湿疹・水疱が帯状に広がり、痛みのため眠れなかったり、食欲が落ちたりと、大変つらい病気です。

帯状疱疹は、水ぼうそうのウイルスによつておこります。子どものころにかかった水ぼうそうが治ったあとも、ウイルスは体の中の神経節に潜んでいて、過労やストレスなどで免疫力が低下したときに、再び活動をはじめます。急に暑さが厳しくなり、体調を崩しやすい7月ごろや、夏の疲れがたまつてくる8月末から9月には、特に注意が必要です。

健やかな毎日を おくるために



天満診療所 医師 梅本典江

通常7〜10日で治癒しますが、治療が遅れると痛みをともなう湿疹が広がり、また湿疹が治った後も、神経痛が長く残つてしまつことがあります(帯状疱疹後神経痛)。そのため、なるべく早く診断して、治療を開始することが重要です。

帯状疱疹の特徴は、①からだの片側に生じる痛み、②痛みにも一致して帯状に並ぶ湿疹・水疱です。特徴的な痛みがあらわれた場合は、湿疹が出現する前でも診断できる場合もあります。このような症状があったら「帯状疱疹かもしれない」と考えて、皮膚科やかかりつけ医に相談してください。

天満診療所健康教室

▽とき 9月29日(木)

▽ところ 午後1時〜2時 天満診療所

▽テーマ 「頭痛とめまい」

▽講師 梅本典江

(天満診療所医師)

〔天満診療所 TEL 52・5555〕

人権シリーズ 162

青垣の山々に囲まれた…



たわれています。

「わが大和高田市は、平和憲法の精神にのっとり、核を『もたず、つくらず、もちこませず』の非核三原則の完全実施を願うと共に、あらゆる国のあらゆる核兵器の全面撤廃と軍縮が推進され、人類永遠の平和が樹立されることを強く望むものであります」

この文章は、昭和60年に大和高田市議会で可決された、非核・平和都市宣言の一部です。また、一度の世界大戦により、多くの尊い命が失われた反省から、国連で採択された世界人権宣言には、「すべて人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」とう

た、国内においても、連日のように、命を軽んじるかのような事件や事象が起つており、人と人との「コミュニケーション」や会話などを通して、大事にするはずのお互いの人権や存在を軽視しているように思えます。改めて「命の尊さ」「人権の大切さ」について、じっくりと考える必要があるのではないのでしょうか。

「青垣の山々に囲まれた古代史あふれる美しい郷土を守り、先人の努力を継承し、平和な大和高田市を築くこと」は、市民の願いであります。とうたわれた本市の非核・平和都市宣言を見つめ直し、「命の尊さ」「人権の大切さ」を発信して、平和なまちづくり・人権のまちづくりを共に進めていきます。

〔人権施策課 内線2808〕

てんいち先生



9月1日 防災の日

緊急地震速報

守るのことが一番だよ!

弱者をなす!

生活困窮者自立支援係

☎ 44・3111 (直通)

ここから始まる。

おしえてく生活困

生活困窮者自立支援係 職員 多様ネットワーク

今回の相談者は、50歳女性Dさんです。「介護職で持病の腰痛が悪化したため退職となり、仕事を探しているが見つからず生活ができない」という相談でした。Dさんは過去に生活保護の受給経験がありました。生活保護は受けたくないという強い気持ちがありました。Dさんに新制度「住居確保給付金」の説明をし、制度を利用することとなりました。早速、ハローワークでの就職活動が始まりました。Dさんはいろいろな仕事の面接に行き、まもなく清掃業に採用となり、一度は働き始めましたが、腰痛が再発したため、やむなく断念することとなります。また、持病の再発のきっかけとなった介護職の面接を受けました

が、結果は不採用でした。ようやく接客業(レジ担当)に就職が決まり、順調に働いていました。ところが、体調が悪くなり、手術をすすめられました。しかし、手術をするとお金がかかるし、仕事に行けなくなる。また、生活保護は絶対に受けたくないと、このことで、頑張つて今もDさんは働いています。治療のこと、生活のこと、仕事のこと、いつでも相談に乗れるようDさんに寄り添い、見守り、今も支援しています。

自分自身、家族のこと、地域で気になる人や子どものごこと、どんなことでもまずは一度お話を聴かせてください。

スマホ世代の皆さん!

～ ネットモラルやパソコンも忘れないでください～

○危険な歩きスマホ

子どもから大人まで人気の、地図情報を使ったゲームアプリは、華々しくアメリカで登場し、日本では少し遅れてのデビューとなりました。楽しい面だけでなく、いろいろとトラブルも起こっています。何人かの若者とぶつかりそうになりました。駅のプラットフォームで電車を待つ間も、スマホから目を放しませんし、電車に乗っても変わりませんでした。

歩きスマホをしている人が、今までより少し多いような気がします。スマホを使うのであれば、モラル、マナーをあらためて、考える必要があると思います。



○若者のパソコン離れ進む

若い人ほどパソコンのことを知らない人が増えていっていると言われています。2015年の総務省の調査によると、20代以下ではスマホの利用は60%近くに達していました。

ある大学で行われた調査では、パソコン利用頻度は低下し、スマホだけでネットをする人は、10～20代で30%以上となっています。

○ビジネスパーソンにとってパソコンは必需品

ビジネスの世界では、仕事の多くはパ

ソコンなしでは考えられません。大手のある企業の話では、新入社員の研修メニューに、パソコン研修は外せないと言われました。

○SNS会話、大人、子供を問わないコミュニケーションツール

手軽で確実に伝えられるSNS、利用者は今もどんどん増加していると言います。度使い始めると止められない人も多いためです。

今や、SNSは生活のコミュニケーション手段として普通に使われ、顔をみて会話することとの境はありません。

○トラブルにつながる会話の問題

SNS会話は、「気持ち」が伝わりにくく、誤解されやすいため、トラブルになることがあります。

○子どもの「いじめ問題」は減っていない

その原因に、SNSが関わっていたという例もあります。「ケンカ」の続きはSNSになり、悪口、誤解から「ネット炎上」することにもなりかねません。



「自分の人権」「他人の人権」考えるとき

人権問題と言うと難しいのですが、SNS会話をするとき「相手を思いやる気持ち、相手の悪口を書かない」をみんなが心がけ、モラルやマナーに気を付ければ、トラブルも少なくなるのではないのでしょうか。

◎初心者から楽しむパソコン講座

▽とき 10月5日・19日、11月2日・16日・30日、12月14日、平成29年1月11日・25日、2月1日・15日、3月1日・15日(全12回)いずれも水曜日の午前9時30分～正午

▽内容 文字入力、年賀状、チラシ作成、インターネット、デジカメ写真取込・編集など

▽定員 20名

▽費用 1回1,080円(パソコン貸出可1回540円)

※その他に教材費1,080円(全12回分)が必要

◎パソコン何でも相談

▽とき 右記パソコン講座平成28年内の開催日の午後1時～3時30分

▽費用 1回1,080円

▽ところ 中和労働会館(西町1-60)

▽申込方法 電話で左記へ。

※平日の午前9時30分～午後4時30分

〔電子自治体アドバイザークラブ〕

☎0742・36・8520

各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。
相談は無料で、秘密は守られます。

大和高田市役所	
TEL.22-1101 FAX.52-2801	
中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660
市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
天満診療所	TEL.52-5357 FAX52-5100
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
職域コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR 西日本	TEL.0570-00-2486
近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531
市民交流センター	TEL.44-3210 FAX44-3212
親と子のすこやか広場	TEL.44-3213 FAX44-3214
高齢者いきいき相談室	TEL.44-3215

- ◆消費生活相談 (要予約) 毎週月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
消費生活センター (☎ 22-1101)
- ◆人権相談・行政相談 毎月第4火曜日 午後1時～4時
※6月・12月のみ第1火曜日 於:総合福祉会館 広報広聴係 (☎ 22-1101)
- ◆中小企業金融相談・中小企業経営相談 随時 産業振興課 (☎ 22-1101)
- ◆母子父子相談 月・水・金曜日 午前8時30分～午後5時15分 児童福祉係 (☎ 22-1101)
- ◆心配ごと相談 第2・4金曜日 午後1時～4時 社会福祉協議会 (☎ 23-5426)
- ◆法律相談 (要予約) 毎月第2・3火曜日 午後1時～4時
社会福祉協議会 (☎ 23-5426)
毎月第1・3・4・5木曜日 午後1時～4時
奈良弁護士会 (☎ 0742-22-2035)
※相談日の2週間前から前日までに予約
- ◆司法書士の法律相談 (要予約) 毎週月曜日 午後1時～4時
社会福祉協議会 (☎ 23-5426)
- ◆生活相談 毎月水曜日 (第1水曜日を除く) 午後1時～4時
※事前に問い合わせてください。社会福祉協議会 (☎ 23-5426)
- ◆健康相談・栄養相談 (要予約) 毎月1回、所定の日
午前9時～10時 保健センター (☎ 23-6661)
- ◆子育てホットライン・健康ホットライン 毎日 午前9時～正午、午後1時～4時30分 (土・日・祝日・年末年始を除く) 保健センター (☎ 23-6661)
- ◆教育ガイダンス 毎週月～金曜日 午前10時～午後5時 青少年センター (☎ 23-1322)
- ◆家庭児童相談 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 家庭児童相談室 (☎ 23-1195)
- ◆女性相談 (要予約) 第1火曜日・第3金曜日 午前9時15分～午後0時5分
第2土曜日 午後1時～3時50分 人権施策課 (☎ 22-1101)
- ◆住まいづくり相談 第3水曜日 午後1時～4時10分
(第1水曜～第2水曜の間に予約:定員4名) 営繕住宅課 (☎ 22-1101)
- ◆税理士による税務相談 2月・3月を除く毎月第3金曜日 午後1時～4時
於:総合福祉会館 近畿税理士会葛城支部 (☎ 22-5288)

大和高田市 市民憲章

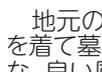
- 一、おたがいに、人権を尊重し、働くよろこびをもちましよう。
- 一、スポーツに親しみ、健康をかちとりましよう。
- 一、老人に生きがいを、子どもに夢と希望をあたえましよう。
- 一、教養をふかめ、文化をたかめましよう。
- 一、自然をまもり、平和なくらしをきずきましよう。

編集後記

夕立は馬の背を分ける。局所的な雨をさした言葉ですが、実は9月は6月に次いで雨が多い時期になります。台風の発生にもよりますが、一番の原因は湿った空気が太平洋側から流れ込むからだとか。ぼいぼい降る夕立で濡れ鼠にならないよう、傘の準備はお忘れなく。



県内某ダムにアメリカナマズが繁殖していると聞き、様子を見に行きました。結果は、アメリカナマズが1匹とブルーギルが大量。10年前からの変化に、身近な生態系の崩壊を実感しました。



地元の墓地は、お盆になると夜店が出ます。子どもも大人も、浴衣を着て墓参り。にぎやかな墓参りで、御先祖様もきっと喜んでるかな。良い風習だと思います。



オリンピック、高校野球、プロ野球などスポーツ観戦に明け暮れた夏でした。秋は、自分の体を動かすようにしなければ。小さな活動量計に背中を押される毎日、グラフに表されると、反省しきりです。

ここ 何処?のこたえ

写真は、昭和49年ころです。市役所の北側から、北北西を向いています。工事中だった建物は裁判所で、今日も法の下に判決をくだしています。また、当時めだっていた周辺の田園地帯も、今では建物が立ち並び、シビックコア周辺地区(国・県・市の公共施設が密集する地域)の一角となっています。

